

島根県文化財保護審議会

日 時 令和7年1月21日(火)

13:30～15:30

場 所 サンラポーむらくも 彩雲の間

○事務局 ただいまから、島根県文化財保護審議会を開催いたします。開会に当たりまして、事務局より御挨拶申し上げます。

○事務局 島根県文化財保護審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しいところ本日の審議会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。また、日頃より、島根県の文化財行政につきまして、格別の御理解、御協力をいただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。

今年度2回目の審議会となります。本日の会議では、次第にありますとおり、事務局から6件、報告をさせていただくほか、県指定文化財の指定について御審議いただく予定としております。限られた時間ではございますけれども、委員の皆様それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○事務局 ここで、島根県文化財保護審議会条例第10条に基づき、審議会の運営につきまして会長より御発言がございます。

○会長

この審議会は、これまでもこういう形であったということではありますが、会場で対面での会議とオンラインで参加される委員の方とのその両方を持ってこの出席としてこの会議を運営するというところでよろしいでしょうか。皆さん、うなずいておられますので、そういう形で進めるということにさせていただきます。

○事務局 本日の会議は、対面での出席が9名、オンラインでの出席が現在のところ3名、合計12名の出席者となっております。委員16名中、2分の1以上が御出席ですので、島根県文化財保護審議会条例第7条により、会議が成立していることを御報告いたします。

次に、会議の公開、会議資料及び会議記録の公開について確認させていただきます。

本日の会議は、島根県情報公開条例第34条に基づき、非公開部分を除き、公開としております。会議記録につきましては、発言者の個人名は記載しないこととし、公開前に委員の皆様にご確認をいただいた上で、県のホームページで公開させていただきます。

それでは、今後の進行につきましては、島根県文化財保護審議会条例の定めるところにより、会長が議長となり議事を進めることとされていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○会長 会長として、議長を務めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、オンラインで御出席の委員の方々は、対面の会場の画面にお顔が映っております。御発言なさるときには、恐縮ですが、挙手をしていただいて、意思表示をしていただけるとありがたく、また、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日の議事の議題は、次第にありますように、まず、公開として1から4までの報告事項があつて、その後、非公開になってから審議事項、報告事項がございます。

まず、報告事項は全体としては6件、審議事項が1件ということになります。審議事項の第5番、それから報告事項の6、7につきましては、個人または法人等の財産に関わる情報を含んだ内容にわたりますので、また、公開することによりまして、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる場合があるということで、5から7については非公開というふうにするのが適当と思われまふ。

まず、お諮りしますのは、今、申し上げたように、1から4までの議事の報告事項につきましては公開、5、6、7の審議事項、報告事項につきましては、非公開にしたいというただいまの考え方について、よろしいかということをございまして、賛成の委員の方は挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

○会長 全員、現在参加の12名全員の方が挙手ということですので、今申し上げた公開、非公開の手続を当てはめたいと思います。

それから、傍聴者・報道関係者の方、今日はお見えになっているということですので、傍聴者・報道関係者の方につきましては、今、申し上げた非公開部分があるということについては、その際に御退席いただくということになりますが、それについて御了解いただきたいと思います。

それでは、早速、公開としての報告事項に入っていきたいと思います。まず、報告事項の1、令和6年度文化財事業についてでありますけれども、これについては、委員の皆様事前に資料が送付されておりました、その際、事務局から連絡のありましたとおり、審

議会の時間の都合上、口頭での報告はないということですが、資料で御覧いただいた内容につきまして、御質問、御意見がございますようでしたら、今、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

令和6年度の文化財事業について、様々な事業について書面で御報告をいただいております。〔意見なし〕

それでは、もし、また何かありましたら後でまた御発言の機会をつくりたいと思いますけれども、次の議題に進ませていただきたいと思います。

それでは、早速ですが、報告事項の2番、旧海軍大社基地関連施設群についてということで、事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告事項2、旧海軍大社基地関連施設群について御説明いたします。

この件につきましては、これまで委員の皆様から様々な御意見を頂戴しておりましたので、今年度の、前回の8月の審議会において、概要及びこれまでの経緯等について説明差し上げたところです。ここでは、概要等につきましては、改めて説明することは省略し、出雲児童相談所移転建設予定地である、県有地の地下に残る主滑走路跡の取扱い等を中心に説明します。(2)の出雲児童相談所移転建設に係る対応について、ここから説明いたします。

令和4年度に当該地へ移転建設が決定され、資料の②、事業スケジュールの内容で、令和9年度の供用開始に向けて現在進められております。今年度現在、実施設計が行われており、我々事務局としては、昨年度の審議会に出席された委員の皆様からいただきました、主滑走路跡のコンクリート舗装を可能な限り現状保存するよう関係各課と協議を行うこととした御要望を踏まえて、③、1)にありますように、関係課に対し、工法などによって地下のコンクリート舗装の現状保存が可能であれば検討してもらうように依頼してきております。2)の実施設計の検討状況については、前回、8月の審議会一度現状を報告したところですが、その後、実施設計の大まかな見通しが立ってきておりますので、現段階での状況について報告します。

なお、実施設計の細かなところも含めて、最終的に確定するのは年度末でありますので、あくまで現段階で把握した実施設計の状況であることに御留意ください。

それでは、説明いたします。建物の基礎工事については、地下の主滑走路跡のコンクリート舗装に影響を与えない深さ、深度で設計されており、地下のコンクリート舗装を現状保存することは可能と聞いております。そして、東側のグラウンドや駐車場部分について

も、コンクリート舗装に影響がない内容で現在設計されており、地下のコンクリート舗装を一定程度、現状保存することは可能であるとのことです。

前回、8月の審議会では、駐車場部分につきましては、雨水をためておく機能を持たせるため現状保存が難しい可能性がある旨、説明したところですが、このことについても地下のコンクリート舗装に影響がない深さで収まるように配慮されております。ただし、フェンスの基礎や排水溝の部分の範囲については、安全面や雨水や排水の関係から、どうしても深い深度で掘削する必要が生じたため、その部分については現状保存することは困難であり、また、建物・グラウンド・駐車場における設備等の地下配管箇所、遊具等の外構物についても、現在設計中ではありますが、コンクリート舗装を現状保存することができない箇所がどうしても生じる見込みがあるとのことです。

このように、前回の説明では現状保存は困難な状況だとお伝えしましたが、実施設計において可能な限り地下のコンクリート舗装の保存ができるよう求め、協議を進めた結果、現段階では一定程度、現状保存ができるのではないかとと思われる状況になっております。

④にありますように、今後の対応につきましては、現状保存できない範囲については、令和7年度以降に記録を残すための保存調査を実施する予定としております。そのほかに、説明板の設置等の代替措置についても関係部局と引き続き協議を行う予定としております。

また、(3)にありますように、市道新川中央線道路改良事業に係る対応としております。これは出雲市によって計画されている道路改良事業でして、その対応についても併せて説明します。市道新川中央線道路改良事業については、出雲市が歩道整備のため事業を計画されており、その計画では、出雲児童相談所移転建設予定地の県有地の北側の一部が事業範囲に含まれる予定とのこと。このことから、出雲市の担当課である出雲市道路建設課と協議を行い、地下に主滑走路跡のコンクリート舗装が残存していることを説明し、現状保存について配慮を依頼しているところです。出雲市の担当課のほうからは、今後の詳細設計次第であるが、可能な範囲で対応したいと伺っているところです。この市道新川中央線道路改良事業のスケジュールにつきましては、令和8年度に工事着工予定とのことであり、今後の取扱いについては、事業の進捗に合わせて出雲市の担当課と引き続き協議等を行っていく予定としております。

このほか、県有地の南側についても、着手時期は未定ですが、出雲市による都市計画道路の建設計画があり、県有地の一部がやはり事業範囲に含まれる予定とのこと。この計画についても同様に、今後、出雲市のほうと協議等を実施したいと考えておるところで

す。事務局からの説明は、以上となります。

○会長 ただいまの旧海軍大社基地の関連施設群につきましての事務局からの説明につきまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。

前回の審議会のときも、基地の滑走路のコンクリートをできるだけ保存する形での方法を選んでほしいとお願いした記憶がございますけれど、いかがでしょうか。

○委員 今、いい報告を聞かせていただきました。前は建物のところが破壊されるという報告でしたので、その後、粘り強く教育委員会のほうから交渉していただいたのだと思いますけれども、取りあえずこういった形でいい方向になっているということで、本当に個人的には感謝を申し上げます。

それから、開発部局のほうも真摯に対応していただいて、こういう設計を作っていたというので、感謝申し上げたいと思います。まだ、最終確定ではないということですので、引き続き、できるだけコンクリート舗装が残るような形で交渉をしていただければと思います。ありがとうございました。以上です。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 この数年来、いろいろ課題を抱えながら、皆さんと一緒にいろいろと知恵を出し合いながら考えてきた問題でもありますので、現状で、非常に意を尽くしていただいているといたしますか、最善の方法がないかということについて、懸命に取り組んでいただいているということも分かりますので、その意味でまず感謝申し上げたいと思います。引き続いて、どうかよろしく申し上げます。

質問といたしますか、分かる範囲で結構ですけれども、いわゆる代替措置ということについて、今後、協議をしていくというふうに言われていますけれども、その、いわゆる代替措置の内容について、現在、文化財課のほうでお考えになっていることなどありましたら、教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 まだこれからではありますが、ここが主滑走路跡の一番東側の端あたりになりますので、そういったものがここにあったことが分かるような、説明板等の設置も案の1つとして出ていまして、そういったものも含め、皆さんに、ここはどういう場所であったかと分かるような何らかのことは考えたいと思っており、今、協議や調整を進めているところです。

○委員 今、おっしゃったとおりで、やはりいろんな方に知っていただくといいますが、きちっと周知していくことがとても重要なものではないかと、当たり前のことですがけれど

も、改めて思いますので、引き続いて御尽力いただきたいと強くお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○会長 ちょうど滑走路の場所が県有地で、そこに児童相談所が入ってしまうということでこの件が起きたと思いますけれども、極力、滑走路の路面を傷つけない形で施工していただくということのようであります。

また、説明板等は、これは教育委員会で作るんですかね。せっかくだから、県有地の児童相談所のところに、かつて滑走路がここにあったということが分かるようだといいかなと私は思いますけれども、ぜひいい方向に持って行っていただけるとありがたいなと思います。

あと、先ほどの話だと、どうしても施設の都合で、面積を減らしてもらったけれども、事前の発掘調査をして、記録保存しなくちゃいけない場所があるというお話だったので、その際のぜひ調査成果も、ぜひ県民に伝わるようにしていただけるとありがたいなと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 前回に説明をいただいていたかもしれませんが、シンプルな質問で失礼いたします。このように保存が皆様の努力によって可能になってきたというところなんですけれども、実際にそのコンクリを見たいときには、どのような御計画があるか、保存をされているのは分かっているんだけど、掘らないと見られないのか、何か一部でもちょっと強化ガラスみたいなのが作ってあって、こういった形で見られるのか、もし計画があればお教えいただきたいなと思います。もし見に行ったらどんなものかなと興味が湧くので、その辺どうなのかなと思いました。

○事務局 その辺りはまだ未定でして、施設の性格上、誰でも来てもらって構わないという敷地ではないと聞いておりますので、コンクリートが見たいというところについては、別途検討していきたいと思いますが、今のところその予定はありません。

○委員 せっかくでしたら、教材として見られるようなことが看板と一緒にあるといいのかなと思っの質問でした。

○事務局 補足ですが、主滑走路の西側については、出雲市さんのほうで、既に西側の端を平和学習用に確保しておられます。一定の広さがあり、現地で、どういうものが見れるようになっております。出雲市さんが、そこを使って平和学習の場とするとしておられますので、まず西側では確実に確認できると思います。

○委員 そういった地があるということで、安心しました。

○会長 これにつきましては、引き続きいい方向に向かうように御努力をお願いするということで、先に進みたいと思います。

続きまして、報告事項の3、大橋川河川改修事業地内朝酌矢田Ⅱ遺跡の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 11ページから報告事項3、朝酌矢田Ⅱ遺跡の取扱いについて説明いたします。

当遺跡は、松江市朝酌町内に所在し、国土交通省が実施している大橋川の河川事業に伴い、令和2年度に島根県が発掘調査を実施した遺跡になります。大橋川の北岸にある遺跡から、12ページの上段の写真1にありますように、スロープ状に石が敷かれておりまして、船の陸揚げ場等の可能性が考えられる石敷きの遺構が確認されております。

また、写真2や、次の13ページにある図の赤枠に示しておりますように、この石敷きの遺構は東西方向にまだ広がっていることが分かっております。ちなみに、写真2の青い破線が河川改修後の護岸線のラインになります。この発見された遺構は、「出雲国風土記」に記載される朝酌渡と考えられておりまして、県としては重要な遺構と判断して、これまで取扱いに係る調整等をしてきました。令和6年2月には、重要遺構の現地保存について、検討を依頼する旨の文書を県のほうから国土交通省に発出し、同年3月には国交省から回答を受けております。回答では、現地保存には斐伊川水系河川整備基本方針の見直しを要するものですが、河川改修を行わなければ、広範囲にわたる洪水浸水リスクが解消されず、既に完成した上流部のダムや斐伊川放水路の効果も十分に発揮されないこととなり、同基本方針の現時点での見直しはできないことと判断しますとのことで、現地保存するための計画変更ができない趣旨の回答を得ました。前回、8月の審議会では、この改修計画の変更の検討内容について、国交省の出雲河川事務所作成の資料などを用いて具体的に説明したところです。

我々としては、この「出雲国風土記」に記載された施設と考えられる重要遺構を何とか現地で保存できる方法はないだろうかと思うところではありますが、これらの国土交通省からの回答、協議を経た結果、県としては現段階では、昨今の短時間に大雨が降り、災害が頻発している気象状況も考慮し、県民の生命や財産を守る事業の目的や公益性の観点からも、事業の長期化を招きかねない計画変更はやはり非常に難しいと認識して、重要遺構の現地での保存は難しいと最終的に判断いたしました。

(3)、対応に記しておりますように、今年度内には、この現地保存は難しいと判断し

た旨、国土交通省へ回答する予定としております。また、今後は、記録保存目的の発掘調査を再開する予定であります。なお、県としては、現地で保存できない代わりの何らかの代替措置について、このことについては関係機関と引き続き協議をしていきたいと考えています。以上、説明を終わります。

○会長 ただいまの大橋川の河川改修による朝酌矢田Ⅱ遺跡の重要遺跡の現地保存が難しいというお話と、それについてどういうふうに対応するかということで、代替措置などあり得るんじゃないかというようなお話がありました。

これについて、御意見、御質問ございませんでしょうか。

○委員 これだけ協議を重ねて、保存に向けて頑張っていたところだとは思いますが、なかなか難しいという判断をせざるを得ないということで、1つは、今後の調査を、前回は申し上げたように、調査を尽くしていただきたいということと、県民、国民の貴重な遺跡ですので、その重要性を県民に周知していただけるような現地説明会であるとか、博物館での展示であるとか、そういったこと、成果の公開をしっかりとやっていただいて、重要性を県民、国民に認識していただきたいということですね。

それから、前回、委員長のほうからも御発言があったと思うんですが、現地保存がもし難しい場合に、移築保存というか、コア部分の移築が技術的、予算的にどの程度可能なのちょっと分かりませんが、その辺もぜひ検討を、できるだけ範囲で検討していただければと思います。以上です。

○会長 これにつきまして、ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

○委員 この遺跡も極めて重要な遺跡であることが顕著だと言ってもいいような、非常に現地で保存できないというのは、やっぱり審議会委員の一人としてもですが、県民の一人としても非常に残念だと感じているところでもありますけれども、状況がこういう状況であるということも御説明のとおり理解できる場所でもありますので、ぜひ、先ほどのお話の繰り返しになるかもしれないですが、広くこれもやはり県民に向けてといたしますか、多くの人に、その価値とか、どういうものであったのかということが、できるだけ正確に伝わって残るように、最善を尽くしていただきたいと思います。どうかよろしくお祈りしますということですが、お祈りといいますのは、その御予定だと思いますけれども、今後これをどのように、代替措置等を考えて進めていかれるのかということについても、継続的にこの審議会の場にも情報共有、情報提供をぜひ、必ずお願いしたいと思います。その点、要望といいますか、お願いを申し上げます。よろしくお祈りいたします。

○会長 今のご発言に関連して、私も前回の審議会のときに、現地保存が難しい場合、できれば、例えば移築保存とかができないかということをお話しした記憶がありますが、もし移築保存も難しいようであったとしても、例えば、今だと3Dで模型作るとは、現物の模型を例えば5分の1でも10分の1でも作ることはすぐ可能だと思うので、そういう現物の移築が難しい場合は、例えば、少し縮小した模型で、展示館か何か、この近くに造っていただくといいと思います。

これはちょうど朝酌渡の場で風土記でも市が立つような場所であって、南に国府があって、私は国府の津であるとも思っています。それで、古代史の中では非常に珍しい、国府につながる渡があり、市も立ち、津でもある、国府の港でもあるというようなところの、その港の部分が検出されたと思うんですけれども、そういう非常に珍しい、日本古代史を代表するような場所の遺跡であります。

ぜひ、国土交通省さんをお願いしたいところなんですけれども、この場所は、ちょうど魚見塚に登っていく古代の山陰道の、隠岐へ行く道も古代の道路が見つかっている場所なので、この近くに展示施設を設置していただくといいと思います。そういうのも含めて、これは県の教育委員会の協力が必要なのかなと思いますけれども、ぜひ、今、調査成果をちゃんと価値が、公開をお願いしたいというお話があったんですけれども、何らかの形で、何ていんでしょうか、公開していただける代替措置ができるといいなとも思っております、今でも。

ほかによろしいでしょうか。

○委員 今、委員の皆様がおっしゃったことに重ねてになりますが、朝酌の地元の方とお話しする機会がございまして、この件についても風土記の丘でも展示されていまして、少しお話をしたところですね、全く今と同じようなことをおっしゃってまして、ジオラマか何かで残しておいてもらえればうれしいということと、あと、自分たちの洪水のリスクとをはかったときには、やはり命のほうを優先せざるを得ないので、泣く泣く河川工事のほうに進めていってもらいたいなと思うんですけども、こういった地だったということ、歴史的なことを地元の子供たちにぜひ伝えていってほしいということで、例えば小学校ですとか、県民広くも併せて地元の小学校の人たちにも、少し、朝酌の地というのは古代からそういう大変重要な地であったということ、こういった遺跡もあって、発見されたということ、今の生きている人たちの命を守るために、その遺構が形を変えたもので保存されるということを伝えていってもらえればなとおっしゃってましたので、ここで申し伝え

させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 貴重な意見、いろいろとありがとうございました。記録保存のための発掘調査を再開しますと、現地公開や説明会は、もちろん進めていきますし、いろんな講座等で周知するなど考えていきたいと思ひます。

また、代替措置といひますか、そういったところについては、御意見いただいておりますので、その御意見を参考に、国土交通省をはじめ、関係機関とこれから協議していききたいと思っております。

○会長 ぜひ、いい方向で、地元の朝酌の方たちも関心をお持ちになつてるのは大変うれしいことなので、いい方向にいくといいなと思っております。

よろしいでしょうか。

○会長 オンラインで参加の先生が5名になられたということで、今、全部で14名参加ということになっております。

それでは、早速、次の議題に移りたいと思ひます。

公開の4番目、その他でございますが、その他については、事務局のほうから準備があるようですので、御説明をお願いします。

○事務局 4、その他として上げておりますが、令和6年8月、ちょうど審議会の1回目行われた後に、国の文化庁が設置する委員会から、近世・近代の埋蔵文化財の保護について、総ページ、90ページほどの報告が出ましたので、これについて簡単に説明したいと思っております。

この報告の趣旨は、(1)、目的にもありますように、全国各地の都道府県が近世・近代の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象を選定、選択するための具体的な基準を作成することを推進することであります。そもそも、近世・近代の埋蔵文化財包蔵地については、開発事業等に際して、全てを記録保存の対象としないで、重要なものを選んで取り扱うこととなっております。この選択に際して、(4)にありますように、都道府県が作成する基準に係る新たな具体的な指針が示されたということになります。その指針では、これから都道府県が作成する基準は客観的・合理的な選択の基準を定め、どういったものを対象とするか、そういった対象区分や、選択する際の考え方も具体的に示す必要があるとされております。

島根県では、最下段で、四角で囲って示しておりますように、平成13年に定めた開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに係る判断基準を既に策定してありまして、近世・近代の

埋蔵文化財については、その取扱い範囲を既に定め、開発事業に際しては運用を行ってきたところですが、今回の令和6年8月の国の報告を受けて、今後、現在の島根県の基準について見直し等を行っていく予定としております。また、この見直しに当たりましては、現在、実施しております島根県近代遺跡調査事業の成果等も踏まえた上で進めたいと考えています。

以上、国から出されました報告の概要と、それに関わる今後の島根県の対応について、簡単ではありますが説明しました。以上です。

○会長 ただいまの文化庁からの提唱のありました近世・近代の埋蔵文化財保護についての基準を、客観的、合理的な基準を定める必要があるということで、また、その選択する際の考え方も具体的に示さなくちゃいけないという、示すべきであるということについての御報告でありました。

これについて、御質問、御意見ございませんでしょうか。

○委員 今の御説明の最後にあった、現在調査中の近代遺跡の結果を受けてというお話だったと思うんですけども、たしか調査が、この間の会議のときは令和7年度までと伺っていたように思うんですが、スケジュール感として、これが終わった後に検討なのかということと、あと、もし分かれば、他の都道府県についての動向がどうなのか、情報共有があるのかということについて伺いたいので、よろしくお願いします。

○事務局 近代遺跡の調査事業は、令和7年度までで計画しておりまして、最終的には何らかの成果を報告できるような形にしたいと思っております。その中で、埋蔵文化財包蔵地として扱える価値の高いものは、その取り扱う範囲に含めていくということです。基準は、令和7年度まで実施する調査を終えたのち、進める考えでおります。全国的には、この報告を受けて、各都道府県が基準策定に向けて、実際、動き出しておりまして、中国・四国地方については、それぞれ各県で決めますが、情報交換をしながら、より良いものをつくりましょうという形で、今年に入ってから会合を持ちながら進めようという話をしているところです。

○委員 よく分かりました。

○会長 私の推測だと、国のほうも先だって「高輪築堤」という遺跡が見つかって、即、国指定遺跡にして、一部保存しなくてはいけないということで、高輪築堤はもともとあった場所は分かっているところだったのに、そういう問題が起きたということもあり、近世・近代遺跡につきましては、事前に、文化財課が待ちの姿勢でなくて、むしろあらかじめ

め先行して読んでおくことが必要だということを、その考え方をしっかりしなさいということかなと思いました。これについては、例えば、先ほどの大社基地の問題でも、戦争遺跡もちゃんと全体の、戦争遺跡をどう捉えて、その中で、これは重要だからというようなことを事前に考えておくべきことだったようにも思いますけれども、それと同じようなことで、やはり近世・近代遺跡については、そうしたことが求められているかなと思えます。

また、建造物の場合は、多分、明治以降の近代的な建造物であっても、点検も含めて、いろんな方法で保存したり、維持しようという、景観を大事にしようというような施策が行われているようにも思います。その遺跡版だと思います。

○委員 今、近代遺跡の専門委員会のほうで、教育委員会のほうと鋭意、作業を進めているところですけど、またいろいろ御指導をいただければと思いますので、よろしく願います。

○会長 ぜひ、その成果を期待したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。御質問、御意見等、よろしいでしょうか。

それでは、この4番のその他、近世・近代遺跡の文化財保護についてというのを終えまして、大変恐縮ですが、次の議題からが非公開の議題というふうになりますので、大変恐縮ですが、傍聴者の方、報道関係者の方が今おられるようであれば、御退席をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願います。

[傍聴者・報道関係者退席]

====ここから非公開=====

====ここまで非公開=====

○事務局 それでは、閉会に当たりまして、事務局から御挨拶申し上げます。

○事務局 委員の皆様、本日は長時間にわたり、熱心に御審議いただきまして誠にありがとうございました。

委員の皆様には、今後とも島根県の文化財行政、歴史文化の保存・活用につきまして、御助言、御指導をいただきたいと存じております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

次回の審議会につきましては、夏頃の開催を予定しております。また、日程が近づいてまいりましたら調整をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い

いたします。本日はどうもありがとうございました。

○事務局 本日の島根県文化財保護審議会は以上をもちまして終了いたします。長時間の御審議ありがとうございました。